

決算審査特別委員会意見書

今回審査した平成27年度決算は、県総合計画「ふくしま新生プラン」の実現に向けた取組を最優先に、真の復興に向けて、新たなステージへの一步を踏み出すため編成された当初予算に加え、その後、新たな課題に対処するための7度にわたる補正予算により、引き続き、歳入・歳出とも最大の規模となった。

本委員会は、当該予算の趣旨を踏まえ、復興・再生のための事業が迅速かつ適切に執行され、併せて行財政の円滑なる運営と経営健全化が図られているかなどの観点から審査を行った。その結果、平成27年度の予算執行は、普通会計、企業会計とも、議会の議決の趣旨に添い、おおむね適正に執行されたものと認められる。

なお、各会計において、改善または検討を必要とする事項は、次のとおりである。

◎普通会計について

本県の厳しい財政状況の中であって、第3次復興計画及び「ふくしま創生総合戦略」の着実な推進及び行財政の円滑なる運営を図っていくため、次の事項に留意の上、事務事業に取り組むべきである。

1 財源の確保について

- (1) 本県の景気は持ち直しの傾向が続いているものの、世界経済の下振れ懸念等により県税収入については先行き不透明であることなどから、依然として一般財源総額の確保が厳しい状況にあるため、引き続き「新生ふくしま」の実現に向け、「原子力災害等復興基金」を始めとした各種基金を有効活用するなど、必要な財源の確保に努めること。
- (2) 収入未済については、各関係機関とも組織的な徴収対策などにより、額は減少しているものの、依然として多額に上っている。このため、自主財源の柱である県税については、市町村・関係機関等との連携を強化し、収入未済の縮減に向けた取組をより一層推進すること。

また、各種使用料や負担金等の税外収入の未済については、新たな収入未済の発生防止を図るとともに、負担の公平性、公正性を堅持する観点から、その実態に応じた適正な債権管理と積極的な徴収対策を講じ、その縮減を図ること。

なお、徴収困難となっている案件については、弁護士法人等外部委託の手法を取り入れるなど、その解消に向けた合理的かつ効率的な取組を検討すること。

2 事業執行について

- (1) 復興・再生に向けた事業を中心に繰越額や不用額が多額に上っているが、震災から5年が経過し、事業の早期完了が強く求められていることから、適正な予算編成のもと、より計画的な事業管理及び執行を図り、繰越額及び不用額の縮減に努めること。
- (2) 不適切な事務処理の発生防止のため、事務事業の実施に当たっては、発生し得るリスクを十分に分析し、形式的なチェックにとどまらず、リスクの高低に応じた実質的なチェック体制とすること。

特に、補助事業や委託事業については、事業採択時、実施期間中、完了検査時の各段階において、現地や現物の確認をよりの確に実施するなど、適正な事務処理に努めること。

3 業務執行体制について

復興・創生期間における取組の中で生じる様々な課題に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、職員の負担や健康に配慮しつつ、必要な人員の確保と適正な配置を図るなど、業務執行体制の充実・強化に努めること。

◎工業用水道事業会計について

前年度と同程度の収益は確保されたものの、依然として多額な企業債残高を有しており、経営状況は引き続き厳しい環境にあることから、事業見直し実行計画を踏まえ、更なる経営の合理化・効率化を図りながら、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むべきである。

- 1 好間工業用水道については、多くの未売水を抱え、一般会計からの補填を受けるなど厳しい経営状況にあることから、未売水の解消に向け、関係機関と連携し、新たな需要の開拓に努めること。
また、事業開始時の合意に基づきいわき市への事業譲渡に向け、問題解決を図るべく早急に具体的な協議を進めること。
- 2 相馬工業用水道については、給水能力の増強を図るために施設・設備の拡張を行っているが、完成後の給水能力に見合った契約水量の確保に努めること。
- 3 水道施設の浄水発生土については、可能なものは再利用されることが望ましいことから、より丁寧な処理に努めること。

◎地域開発事業会計について

本事業は、本県への企業立地を誘引し、雇用の新規創出等により地域の振興に寄与してきたが、近年は他地域との競合により当初の原価を下回る販売価格とせざるを得ないなどの要因が発生し、極めて厳しい経営状況となっていることから、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むべきである。

- 1 造成済み未分譲地については、企業誘致による雇用の創出や地域経済の活性化を通じた地域振興や復興促進を図るためにも、引き続き、企業立地補助金等の優位性を周知しながら、立地企業の取引先や関連企業にも働きかけるなどあらゆる方法を講じて速やかな販売に努めること。

また、いわき四倉中核工業団地第2期区域については浜通りの復興の加速化に向けて大きな期待が寄せられていることから、造成工事を計画的に進めるとともに、積極的な販売活動を行い、収入の確保に努めること。

- 2 多額な累積欠損金及び企業債残高を抱えており、経営の合理化・効率化では、企業債償還財源を確保できない状況にあることから、償還期限を見据えて関係部局と更に具体的な協議を進めること。

◎県立病院事業会計について

医業外収益の増加により累積欠損金が圧縮されたものの、医業費用の増加により収支差補填額が増加するなど、依然として厳しい経営状況が続いている。

このため、「第二次福島県県立病院改革プラン」に基づき、経営改善に資する具体的な施策を実施しながら、県民や地域に期待され、信頼される医療機関として良質な医療の提供と健全な病院経営を実現するよう、次の事項に留意の上、取り組むべきである。

- 1 中山間地域の救急医療や地域住民の健康増進、処遇困難患者の受け入れや児童思春期の精神科医療など、政策医療を担う県立病院の使命を踏まえ、県立医科大学等と連携し医師の安定的確保を図り、質の高い医療の提供に努めること。
- 2 医業未収金については、訪問徴収の実施や弁護士法人への回収委託等により全体として減少傾向にあるものの、依然として多額に上っているため、未収金の早期回収及び発生防止に努めること。
- 3 当年度に開所された大野病院附属ふたば復興診療所について診療内容の充実に努めるとともに、双葉地域の医療再生に向け、関係町村等の意向を踏まえながらふたば医療センター（仮称）の整備に取り組むこと。
- 4 建物解体工事終了後の旧県立病院跡地について、関係機関との協議を進め、速やかな処分に努めること。